

第16回 定時株主総会 招集ご通知

株式会社ウイルプラスホールディングス

証券コード：3538



開催日時

2023年9月27日（水曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）



開催場所

東京都千代田区神田錦町3丁目22番地
テラススクエア3階

**TKPガーデンシティPREMIUM
神保町 プレミアムガーデン**

（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

目次

- 第16回定時株主総会招集ご通知
- 株主総会参考書類
 - 議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）
4名選任の件
- 事業報告
- 連結計算書類
- 計算書類
- 監査報告書

株主の皆様へ

平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。当社の第16回定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。

2023年度は、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化や地政学的リスク増大に伴う国際社会の分断化が進みました。半導体不足による生産遅延や物流の混乱による新車供給の停滞は解消されたと見られる一方で、当社グループを取り巻く環境は未だ厳しい状況が続きました。

一方で、4年ぶりとなる「MINI久留米」の事業譲受や新規ブランド「BYD」の取り扱い開始、「ウイルプラスエンハンス」の設立など、当社グループにとって大きな変化の年でもありました。また、7月1日付で、当社連結子会社2社の商号変更を実施いたしました。当社連結子会社5社すべてが会社名に「ウイルプラス」を冠することとなり、ウイルプラスブランドの一層の浸透を図ります。そのうえで、ウイルプラスグループとして、中長期方針である「企業価値の向上」と「社会的価値向上」の同時実現を目指すべく、事業展開をさらに加速させてまいります。

当社では、昨年8月に新たに策定した「中長期戦略」にて、低炭素自動車（EV、PHV）の販売比率の増加を目指し、店舗のグリーン化投資を加速させることを掲げております。その一年目となる2023年度の低炭素自動車販売比率は6.6%と、昨年の3.2%から3.4pt増加しました。さらに再生可能エネルギーの導入目標は、2025年度に100%を目指していたところ、2023年度に前倒しでの100%達成を果たすことができました。このような取組みを通して、当社は自動車業界の脱炭素化に貢献し、お客様から信頼されるお店、サステナビリティに先進的な輸入車メーカーから選ばれるディーラー、当社店舗を起点に地域社会とともに発展する企業を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続きのご支援、ご愛顧を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。



2023年9月

代表取締役社長 成瀬 隆幸

(証券コード 3538)
2023年9月12日
(電子提供措置の開始日2023年9月5日)

株 主 各 位

東 京 都 港 区 芝 五 丁 目 13 番 15 号
株式会社ウイルプラスホールディングス
代表取締役社長 成 瀬 隆 章

第16回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第16回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて「第16回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.willplus.co.jp>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記東証ウェブサイトにアクセス頂き、「銘柄名(会社名)」に「ウイルプラスホールディングス」又は「コード」に当社証券コード「3538」をご入力して検索いただき、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご覧ください。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主様におかれましては、可能な限り書面またはインターネットによる議決権の行使をお願い申し上げます。お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、次頁の「議決権行使方法のご案内」に従って、2023年9月26日(火曜日)午後6時45分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時

2023年9月27日(水曜日)午前10時(受付開始 午前9時30分)

2. 場 所

東京都千代田区神田錦町3丁目22番地 テラススクエア3階
T K PガーデンシティPREMIUM神保町 プレミアムガーデン
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

3. 目的事項
報告事項

- 第16期(2022年7月1日から2023年6月30日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
- 第16期(2022年7月1日から2023年6月30日まで)計算書類の内容報告の件

決議事項

議 案

取締役(監査等委員である取締役を除く)4名選任の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

議決権行使方法のご案内

1. 株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時 2023年9月27日(水曜日)午前10時(受付開始 午前9時30分)

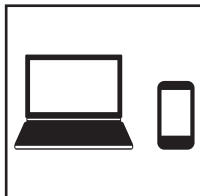
2. 書面で議決権をご行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご返送ください。なお、議案につき賛否の表示のない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取扱いいたします。

日 時 2023年9月26日(火曜日)午後6時45分必着

3. インターネットで議決権をご行使される場合



議決権行使サイトで議案に対する賛否をご入力いただき、ご送信ください。

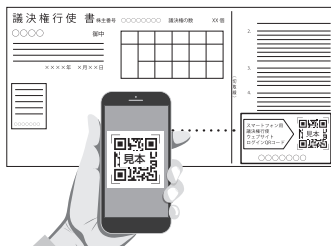
日 時 2023年9月26日(火曜日)午後6時45分まで

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次の画面へ」をクリック

- 2 お手元の議決権行使書用紙の副票(右側)に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力

■ログイン

ログインID、パスワードをご入力ください。「ログイン」を選択してください。

(※前記印刷入力してください)

ログインID (半角)

パスワード
または仮パスワード (半角)

「ログインID」を入力

「パスワード」を入力

パスワードを変更される場合は、「ログインIDおよび現在登録されているパスワードをご入力ください。パスワード変更」を選択してください。

パスワード変更

「ログイン」をクリック

- 3 「新しいパスワード」と「新しいパスワード(確認用)」の両方に入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください。

「初期パスワード」を入力

「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。
※インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
※インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使サイトが利用できない場合があります。
※議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信費等は株主様のご負担となります。

インターネットによる議決権の行使に関する

スマートフォン、パソコン等の操作方法がご不明な場合は、右記の専用ダイヤルにお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部

 **0120-173-027**

(通話料無料、受付時間：午前9時～午後9時)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向けプラットフォームをご利用いただくことが可能です。

議 案 取締役(監査等委員である取締役を除く) 4名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く) 全員(5名)は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役(監査等委員である取締役を除く) 4名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、予め独立社外取締役が過半数を占める指名諮問委員会の審議を経て決定しております。また、本議案に関しましては、監査等委員会において検討がなされた結果、特段の異論はございませんでした。

取締役候補者(監査等委員である取締役を除く)の氏名、略歴などは次のとおりであります。

候補者 番 号		氏 名	現在の 当社における地位	取締役会への 出席状況
1	再 任	なる せ 成瀬 たか あき 隆章	代表取締役社長	100.0% (20回／20回)
2	再 任	さい だ 齊田 いさむ 勇	取締役	100.0% (20回／20回)
3	再 任	う だ かわ 宇田川 ひろし 宙	取締役	100.0% (15回／15回)
4	新 任	よ だ 依田 たく や 卓弥	取締役(監査等委員)	100.0% (20回／20回)

候補者
番 号

1

なる せ
成瀬

たか あき
隆章

再任

新任

社外

独立

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1995年 4 月	千葉トヨペット株式会社入社	2017年 2 月	株式会社MMZ 代表取締役（現任）
1996年 8 月	株式会社さんふらわあ入社	2017年11月	ウイルプラスアインズ株式会社
2004年 3 月	株式会社福岡クライスラー (現ウイルプラスチェッカーモータース株式会社)		代表取締役社長（現任）
	代表取締役社長	2018年 3 月	株式会社ETH 代表取締役（現任）
2007年10月	当社代表取締役社長（現任）	2018年 3 月	株式会社ICS 代表取締役（現任）
2010年 4 月	ウイルプラスモーターレン株式会社 代表取締役社長（現任）	2018年 9 月	チェッカーモータース株式会社(現 ウイルプラスチェッカーモーター ス株式会社)
2014年 4 月	帝欧オート株式会社(現ウイルプラ ス帝欧オート株式会社)		代表取締役会長（現任）
	代表取締役社長（現任）	2023年 1 月	ウイルプラスエンハンス株式会社 代表取締役社長（現任）

■ 生年月日

1970年 7 月21日生

■ 所有する当社の株式の数

2,207,280株

取締役候補者とした理由

当社の創業者として、長年にわたり当社及びグループ会社の経営を指揮し、グループ規模の拡大、業績の向上など多くの成果を上げてまいりました。経営トップとしての経営全般にわたる豊富な知見と能力が、当社経営に欠かせないものと判断し、引き続き取締役候補者としております。

候補者
番 号

2 さい だ
齊 田

い さ む
勇

再 任

新 任

社 外

独 立

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1994年 4 月	株式会社ケーユー入社	2014年 9 月	ウイルプラスモーターレン株式会社 代表取締役専務
2005年 1 月	株式会社トヨタユーゼック入社		前政オート株式会社(現ウイルプラス前政オート株式会社) 取締役 (現任)
2005年 8 月	株式会社福岡クライスラー (現ウイルプラスチェッカーモータース株式会社) 入社	2015年 9 月	チェッカーモータース株式会社(現 ウイルプラスチェッカーモーター ス株式会社) 代表取締役専務
2007年 9 月	同社取締役		ウイルプラスモーターレン株式会社 取締役 (現任)
2007年10月	当社取締役 (現任)	2017年11月	ウイルプラスアインス株式会社 取締役 (現任)
2008年 4 月	株式会社福岡クライスラー (現チェッカーモータース株式会社) 専務取締役	2018年 9 月	チェッカーモータース株式会社(現 ウイルプラスチェッカーモーター ス株式会社) 代表取締役社長 (現任)
2009年12月	株式会社ウイルプラスモーターレン 代表取締役	2023年 1 月	ウイルプラスエンハンス株式会社 取締役 (現任)
2014年 9 月	チェッカーモータース株式会社 (現ウイルプラスチェッカーモー タース株式会社) 取締役		

■ 生年月日

1972年 2 月 3 日生

■ 所有する当社の株式の数

318,640株

取締役候補者とした理由

当社設立時より取締役を務め、グループ最大規模の子会社であるチェッカーモータース株式会社(現ウイルプラスチェッカーモータース株式会社) の代表取締役を務めております。グループ全体の営業部門の中核を担っており、業績向上に多大な貢献を果たしております。優れた経営能力並びに輸入車販売関連事業について豊富な知見と経験を有することから、当社取締役としての職務を効率的、適切に遂行できると判断し、引き続き取締役候補者としております。

候補者
番 号

3

う だ がわ ひろし
宇田川 宙

再 任

新 任

社 外

独 立

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1998年 4 月	UBSウォーバーク証券株式会社 (現UBS証券株式会社) 入社	2018年 9 月	株式会社SBI証券 執行役員常務
2007年 3 月	同社 マネージングディレクター	2019年 6 月	同社 取締役
2013年 8 月	同社 常務執行役員	2020年 6 月	同社 常務取締役
2014年 3 月	同社 株式共同本部長	2021年 4 月	株式会社TBM 上席執行役員
2015年 1 月	株式会社ウィズ・パートナーズ 常務執行役員	2021年 8 月	同社 取締役
2016年 7 月	みずほ証券株式会社 グローバルマーケッツ部門エクイティ本部 副本部長	2022年 4 月	当社入社 経営戦略室 執行役員
		2022年 9 月	当社取締役 経営戦略本部長 (現任)

■ 生年月日

1974年12月29日生

■ 所有する当社の株式の数

31,700株

取締役候補者とした理由

金融業界にて経営幹部を歴任し、金融投資における豊富な知見、経験、広い人脈を有しております。当社入社直後より当社グループの持続的な企業価値向上のため、IR・サステナビリティへの取組みを精力的に進めました。当社グループにおける適正な投資判断及び企業価値向上更には当社の社会的価値の向上に貢献していただけるものと判断し、引き続き取締役候補者としております。

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年 4 月	住友海上火災保険会社（現三井住友海上火災保険会社）入社	2019年 9 月	ウィルプラスモトーレン株式会社 監査役（現任）
2005年 4 月	三井住友海上火災保険株式会社販売推進部 部長		帝欧オート株式会社（現ウィルプラス帝欧オート株式会社）監査役（現任）
2009年 4 月	同社 関西本部京都支店長		ウィルプラスアインス株式会社 監査役（現任）
2012年 4 月	同社理事 営業事務部長		
2015年 4 月	エーシー企画株式会社出向 代表取締役社長	2022年 9 月	当社取締役（常勤監査等委員） （現任）
2019年 7 月	当社入社	2023年 1 月	ウィルプラスエンハンス株式会社 監査役（現任）
2019年 9 月	当社常勤監査役		
2019年 9 月	チェッカーモータース株式会社 （現ウィルプラスチェッカーモータース株式会社）監査役(現任)		

■ 生年月日

1958年6月5日生

■ 所有する当社の株式の数

一株

取締役候補者とした理由

大手損害保険会社にて要職を歴任するほか、関連企業の代表取締役を務める等、豊富な経験と識見を有しております。2019年9月より当社常勤監査役を務め、2022年9月に当社が監査等委員会設置会社に移行した際に監査等委員である取締役を務めております。グループ全部門に定期的な監査を実施し、監査業務執行に対して、その適正性・妥当性を確認しております。全部門にわたる監査の実施による当社事業内容に対する深い理解と損害保険業をはじめ企業経営についての高い知見から、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献いただけるものと判断し、取締役候補者としております。

(注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により補填することとしております。当該保険契約の被保険者は当社及び子会社の取締役、監査役、執行役員であり、全ての被保険者に対し、その保険料を全額当社が負担しております。なお、各候補者が取締役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。

《ご参考》

役員の構成（本定時総会終結後の予定）

候補者番号	氏 名	経営全般	業界知識	人材育成	営 業	M&A	コンプライアンス・調	ファイナンス・会計	リスクマネジメント	サステナビリティ
1	成瀬隆章	●	●		●	●			●	●
2	齊田 勇		●	●	●					
3	宇田川 宙			●				●		●
4	依田 卓弥	●					●		●	
候補者番号	氏 名	経営全般	業界知識	人材育成	営 業	M&A	コンプライアンス・調	ファイナンス・会計	リスクマネジメント	サステナビリティ
—	廣田 聡					●	●		●	
—	上田研一	●				●	●			
—	岩渕信夫							●	●	●
—	鈴木かおり						●		●	●

以上

事業報告

(2022年7月1日から
2023年6月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

① 事業の状況

当連結会計年度（2022年7月1日から2023年6月30日）における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の規制緩和が進み、社会経済活動も正常化に向かい景気は緩やかに回復基調となったものの、長期化するウクライナ情勢に起因する資源・原材料の価格高騰や消費者物価上昇さらには急激な為替変動等により依然として先行き不透明な状況が続いております。

自動車業界におきましては、当連結会計年度における国内の新車（乗用車）登録台数は2,481,237台（前期比112.8%）（注1）、外国メーカーの新車（乗用車）の登録台数は246,772台（前期比103.5%）（注2）となりました。半導体不足による生産遅延や物流の混乱による停滞は、国内の新車（乗用車）ではほぼ解消されたと見られる一方で、日本国内における輸入車販売シェアは9.9%（前期10.8%）、また当社グループ取扱いブランドの日本国内における新車登録台数は101,465台（前期比99.7%）（注2）と前期を下回りました。当社グループを取り巻く事業環境は未だ難しい状況が続いております。

（注1）出典：日本自動車販売協会連合会HP 統計データ

（注2）出典：日本自動車輸入組合HP 統計情報輸入車登録台数

このような経営環境の下、当社グループにおいても商品入荷の不安定さが残り、その影響を受けたブランドがあったものの、2022年8月に新規出店した「ジープ大田」、事業譲受により当社グループとして2023年4月より営業活動を開始した「MINI久留米」が売上高に寄与したほか、高額車輛を中心とした新車販売が底堅く推移し、新車売上高は前期比14.8%増加と前期を上回りました。

中古車販売につきましては、上半期は当社取り扱いブランドで新車供給不足のブランドを中心に、新車販売時の下取りを強化する等の施策により商品確保に努めた結果、中古車売上高も前期比12.1%増加となり、車輛販売合計では前期比11.7%増加の38,186百万円と前期を上回りました。

ストック型ビジネスである車輛整備は、店舗数の増加に加え継続してお取引頂くお客様が着実に増加し、売上高は前期比7.4%増加の5,434百万円と堅調に推移いたしました。保険代理店事業につきましては、従来から新規契約の獲得に努めてまいりましたが、これに加えお客様との繋がりをさらに

強化し、契約を継続していただけるよう努めた結果、代理店手数料収入は前期比9.8%増加の317百万円となりました。

これらにより、連結売上高は前期比11.1%増加の44,115百万円となりました。

売上総利益は、新車販売価格の上昇ならびに中古車市場での販売価格の正常化により中古車評価損の計上等があったこと等により売上原価が上昇し、売上総利益率は前期比1.7Pt減少の19.5%となりましたが、売上高の前期比増加に伴い、売上総利益は前期比2.1%増加の8,622百万円となりました。

販売費及び一般管理費につきましては、前期比11.2%増加の6,754百万円となりました。

これは、中長期戦略推進のための投資及び新規出店に伴う費用の発生、料金改定に伴う電気料金の増加等により、地代家賃、水道光熱費、減価償却費等が増加したほか、事業譲受に伴う人員数の増加に加え、従業員に対するインフレ手当の支給や、社員持株会奨励金の引き上げ等人的資本への投資により人件費が増加したこと等によるものであります。

この結果、営業利益は前期比21.1%減少の1,867百万円となりました。

生命保険の解約による保険解約返戻金やEV充電設備設置に伴う助成金収入があったこと等により、営業外収益が前期比91百万円増加の114百万円となり、経常利益は前期比18.2%減少の1,943百万円となりました。タイムカプセルストックオプションの消却に伴う新株予約権戻入益の発生による特別利益10百万円の計上により税金等調整前当期純利益は前期比17.9%減少の1,951百万円となり、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比16.0%減少の1,302百万円となりました。

② 資金調達の状況

該当事項はありません。

③ 設備投資の状況

グループ内の店舗のEV対応の充電設備設置等、店舗設備への投資が350百万円であります。

④ 他の会社の事業の譲受けの状況

当社の連結子会社であるウイルプラスモーター株式会社は2023年4月1日付で株式会社フィールドモーターよりMINIのディーラー事業を譲り受けました。

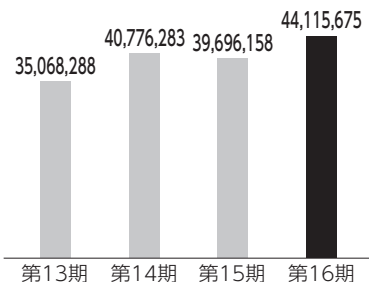
(2) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

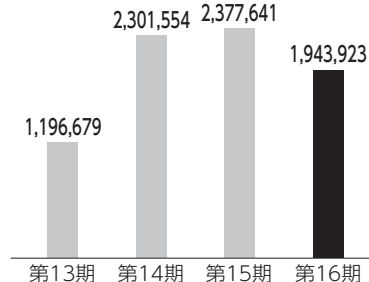
区 分	第13期 2020年6月期	第14期 2021年6月期	第15期 2022年6月期	第16期 (当連結会計年度) 2023年6月期
売上高 (千円)	35,068,288	40,776,283	39,696,158	44,115,675
経常利益 (千円)	1,196,679	2,301,554	2,377,641	1,943,923
親会社株主に帰属 する当期純利益 (千円)	802,271	1,533,369	1,550,541	1,302,460
1株当たり当期純利益 (円)	85.32	161.47	162.84	135.45
総資産 (千円)	16,645,323	16,972,283	18,630,096	23,644,787
純資産 (千円)	6,123,047	7,530,958	8,829,660	9,746,309
1株当たり純資産 (円)	645.24	791.47	923.02	1,005.48

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均株式数により、1株当たり純資産は自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。なお、「株式給付信託（BBT）」にかかる信託口が保有する当社株式を、期中平均株式数の計算において控除する自己株式数に含めております。

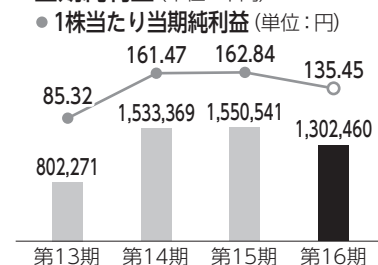
■ 売上高 (単位：千円)



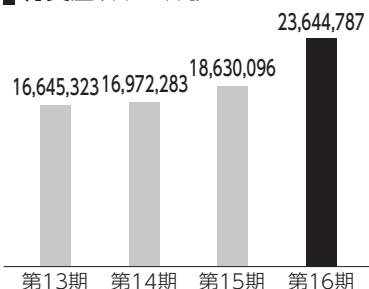
■ 経常利益 (単位：千円)



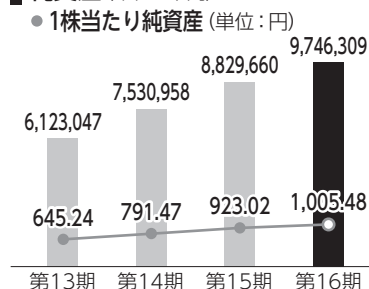
■ 親会社株主に帰属する 当期純利益 (単位：千円)



■ 総資産 (単位：千円)



■ 純資産 (単位：千円)



② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第13期 2020年6月期	第14期 2021年6月期	第15期 2022年6月期	第16期 (当事業年度) 2023年6月期
営 業 収 益 (千円)	844,359	914,149	954,335	981,497
経 常 利 益 (千円)	317,825	340,860	387,091	326,114
当 期 純 利 益 (千円)	214,224	235,196	271,632	239,898
1株当たり当期純利益 (円)	22.78	24.77	28.53	24.95
総 資 産 (千円)	6,970,398	5,988,037	6,720,497	8,440,518
純 資 産 (千円)	1,486,912	1,596,649	1,616,442	1,470,530
1株当たり純資産 (円)	156.69	167.80	168.98	151.71

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均株式数により、1株当たり純資産は自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。なお、自己株式数には、「株式給付信託 (BBT)」にかかる信託口が保有する当社株式を含めております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主要な事業内容
チェッカーモータース株式会社	50,000千円	100.0%	輸入車販売関連事業
ウイルプラスモーターレン株式会社	50,000千円	100.0%	輸入車販売関連事業
帝欧オート株式会社	30,000千円	100.0%	輸入車販売関連事業
ウイルプラスアインス株式会社	10,000千円	100.0%	輸入車販売関連事業
ウイルプラスエンハンス株式会社	10,000千円	100.0%	輸入車販売関連事業

(注) 1. チェッカーモータース株式会社は2023年7月1日付でウイルプラスチェッカーモータース株式会社に商号変更しております。

2. 帝欧オート株式会社は2023年7月1日付でウイルプラス帝欧オート株式会社に商号変更しております。

3. ウイルプラスエンハンス株式会社は2023年7月1日より事業を開始いたしました。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、「ウィルプラスグループの「企業価値の向上」と「社会的価値向上」の両立を目指すこと」を2023年6月からの3ヶ年経営方針としております。これを実現し、環境変化に適応しながら持続的に成長していくための課題は以下のとおりです。

① 脱炭素社会実現のための取組

サステナビリティ委員会を基軸に、再生エネルギー導入をはじめとする環境に配慮した店舗づくり、低炭素車販売の推進、充電設備のさらなる配備など、脱炭素社会実現に向けて積極的に取り組めます。

② スtock型ビジネスの強化等による既存店の収益性向上とM&Aの推進

M&Aの推進より新規販売エリア・新規ブランド・新規顧客を獲得し、当社グループの持続的成長を促すことにより企業価値の向上を図るとともに、獲得した販売エリアの店舗のグリーン化の推進、取扱いブランドの拡大による低炭素車販売の促進等、脱炭素化社会への社会的貢献も図ってまいります。

また、こうした投資の回収期間中であっても当社グループが持続的・安定的に成長し続けるため、Stock型ビジネスである車輛整備・保険代理店事業を強化すること等により既存店の収益力向上を図り、盤石な経営基盤を築いてまいります。

③ 自動車業界の変化への対応

自動車業界におきましては、世界規模での脱炭素化社会へのシフトによるEV化や「CASE」と呼ばれる技術革新が急速に進んでおり、当社を取巻く事業環境は大きな変革期にあります。当社グループではこの環境変化を「チャンス」と捉え、当社グループの企業理念である「輸入車のある生活の提案」をさらに進めてまいります。

④ 人材育成と働きがいのある環境の創出

従業員が働きやすい環境の提供と働きがいのある職場づくりを目指してまいります。働き方の多様性の確保、待遇面の改善、DXの推進による業務効率化などにより、社員一人ひとりがその能力を充分に発揮することができるよう環境の整備を進めてまいります。また、外部機関による研修の実施等の人的資本への投資を引き続き行ってまいります。これらの取組みより人材の定着化を図り、更なる生産性の向上を図ってまいります。

⑤ コーポレートガバナンスの強化

当社は第15回定時株主総会の決議により監査等委員会設置会社へと移行いたしました。監督機能の更なる強化、経営の透明性の向上、意思決定の迅速化を図り、コーポレートガバナンスをより一層強化してまいります。

(5) 主要な事業内容（2023年6月30日現在）

当社グループは、連結子会社4社において新車及び中古車販売、車輛整備並びに損害保険の代理店等の事業を行っております。これら連結子会社は取扱うブランドごとにインポーターと正規ディーラー契約を締結し、事業活動を行っております。当社は、これら連結子会社の株式を所有することにより各社の事業活動を支配・管理することを目的としております。

連結子会社と正規ディーラー契約を締結しているインポーター及び取扱いブランドは下表のとおりであります。

連結子会社名	インポーター名	取扱いブランド
チェッカーモータース株式会社	Stellantis ジャパン 株式会社	JEEP,アルファ ロメオ/フィアット/アバルト
	ジャガー・ランドローバー・ジャパン株式会社	ジャガー,ランドローバー
ウイルプラスモトーレン株式会社	ビー・エム・ダブリュー株式会社	BMW,MINI
帝欧オート株式会社	ボルボ・カー・ジャパン株式会社	ボルボ
ウイルプラスアインス株式会社	ポルシェジャパン株式会社	ポルシェ

(注) 上記の他、ウイルプラスエンハンス株式会社（2023年1月設立当社100%子会社）は2023年5月にBYD AOUT JAPANとの間で正規ディーラー契約を締結し、2023年7月1日よりBYDブランドの販売関連事業を開始いたしました。また、同日付でチェッカーモータース株式会社（現 ウイルプラスチェッカーモータース株式会社）よりジャガー・ランドローバー事業を移管いたしました。

(6) 主要な営業所（2023年6月30日現在）

本社	東京都港区芝5丁目13番15号
チェッカーモータース株式会社	東京都港区芝5丁目13番15号
ウイルプラスモトーレン株式会社	東京都港区芝5丁目13番15号
帝欧オート株式会社	東京都港区芝5丁目13番15号
ウイルプラスアインス株式会社	東京都港区芝5丁目13番15号

当社グループの主要な店舗

<東日本>		<西日本>	
店舗名	所在地	店舗名	所在地
ポルシェセンター仙台	宮城県仙台市泉区	Willplus BMW小倉	福岡県北九州市小倉北区
ジープ大田	東京都大田区	ボルボ・カー福岡	福岡県福岡市早良区
アルファロメオ/フィアット/アバルト世田谷	東京都世田谷区	ジャガー・ランドローバー北九州	福岡県北九州市小倉北区
ジープ世田谷	東京都世田谷区	MINI山口	山口県山口市

(注) 上記以外に東日本に13店舗、西日本に15店舗、総計36店舗にて事業活動を行っております。

(7) 企業集団の従業員の状況（2023年6月30日現在）

従業員数	前連結会計年度末 比増減	平均年齢	平均勤続年数
575名(1.3名)	52名増(1.3名減)	40.2歳	6.0年

(注) 1.従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（人材会社からの派遣社員）は、最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

2.前連結会計年度に比べ従業員が52名増加しておりますが、事業譲受による増加及び業容の拡大等によるものであります。

(8) 主要な借入先（2023年6月30日現在）

借入先	借入額（千円）
株式会社みずほ銀行	3,050,000
株式会社福岡銀行	1,350,006
株式会社三井住友銀行	983,800
日本生命保険相互会社	308,410
株式会社三菱UFJ銀行	216,702
株式会社千葉銀行	162,535
株式会社横浜銀行	162,535
株式会社りそな銀行	100,000
株式会社佐賀銀行	100,000

2. 株式に関する事項（2023年6月30日現在）

- (1) 発行可能株式総数 16,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 10,078,400株
- (3) 株 主 数 2,958名
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持株数（株）	持株比率（％）
成瀬 隆章	2,207,280	22.61
株式会社ICS	750,000	7.68
株式会社ETH	750,000	7.68
株式会社MMZ	750,000	7.68
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	593,500	6.08
株式会社ゼロ	571,600	5.85
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	416,900	4.27
三井住友海上火災保険株式会社	400,000	4.10
齊田 勇	318,640	3.26
藤樫 勇気	274,400	2.81

（注）当社は、自己株式を315,008株保有しておりますが、上記大株主から除いております。なお、持株比率は、自己株式を控除して算出しております。また、自己株式には「役員株式給付信託（BBT）」の信託財産として㈱日本カストディ銀行（信託E口）が所有する株式70,200株は含まれておりません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

(2023年6月30日現在)

氏 名	地位及び担当	重要な兼職の状況
成瀬 隆章	代表取締役社長	チェッカーモータース株式会社 代表取締役会長 ウイルプラスモーターレン株式会社 代表取締役社長 帝欧オート株式会社 代表取締役社長 ウイルプラスアインス株式会社 代表取締役社長 ウイルプラスエンハンス株式会社 代表取締役社長 株式会社MMZ 代表取締役 株式会社ETH 代表取締役 株式会社ICS 代表取締役
柴田 学爾	取締役 管理本部長	チェッカーモータース株式会社 取締役 ウイルプラスモーターレン株式会社 取締役 帝欧オート株式会社 取締役 ウイルプラスアインス株式会社 取締役 ウイルプラスエンハンス株式会社 取締役
齊田 勇	取締役	チェッカーモータース株式会社 代表取締役社長 ウイルプラスモーターレン株式会社 取締役 帝欧オート株式会社 取締役 ウイルプラスアインス株式会社 取締役 ウイルプラスエンハンス株式会社 取締役
原口 識弘	取締役	ウイルプラスモーターレン株式会社 代表取締役 常務執行役員
宇田川 宙	取締役 経営戦略本部長	
依田 卓弥	取締役（監査等委員） （常勤）	チェッカーモータース株式会社 監査役 ウイルプラスモーターレン株式会社 監査役 帝欧オート株式会社 監査役 ウイルプラスアインス株式会社 監査役 ウイルプラスエンハンス株式会社 監査役
廣田 聡	取締役（監査等委員） （社外）	HCA法律事務所 代表弁護士 株式会社口コンド 社外取締役（監査等委員） 株式会社Psychic VR Lab 社外監査役 一般社団法人日本・ドミニカ共和国友好親善協会 監事 株式会社Casa 社外監査役

氏 名	地位及び担当	重要な兼職の状況
上田 研一	取締役（監査等委員） （社外）	アント・キャピタル・パートナーズ株式会社 マネージングパートナー 株式会社アントレ 社外監査役 株式会社デザインワード 社外監査役 株式会社JULIA IVY 社外監査役
岩渕 信夫	取締役（監査等委員） （社外）	公認会計士岩渕信夫事務所 所長
鈴木かおり	取締役（監査等委員） （社外）	若林・渡邊法律事務所 弁護士

- （注） １．取締役廣田聡氏、上田研一氏、岩渕信夫氏、鈴木かおり氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
- ２．重要な会議への出席や、内部監査部門との連携等日常的な情報収集により監査・監督機能の実効性を高めるため、常勤の監査等委員を選定しております。
- ３．取締役岩渕信夫氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- ４．当社は、取締役廣田聡氏、上田研一氏、岩渕信夫氏、鈴木かおり氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
- ５．当社と取締役廣田聡氏の重要な兼職先であるHCA法律事務所、株式会社ロコンド、株式会社Psychic VR Lab、一般社団法人日本・ドミニカ共和国友好親善協会、株式会社Casaとの間に重要な取引その他の関係はありません。
- ６．当社と取締役上田研一氏の重要な兼職先であるアント・キャピタル・パートナーズ株式会社、株式会社アントレ、株式会社デザインワード、株式会社JULIA IVYの間に重要な取引その他の関係はありません。取締役上田研一氏は株式会社マルサヤの代表取締役を兼務しておりましたが、2022年12月5日をもって退任しております。
- ７．当社と取締役岩渕信夫氏の重要な兼職先である公認会計士岩渕信夫事務所との間に重要な取引その他の関係はありません。
- ８．当社と取締役鈴木かおり氏の重要な兼職先である若林・渡邊法律事務所との間に重要な取引その他の関係はありません。

（2）責任限定契約の内容の概要

当社は、監査等委員である取締役全員と、会社法第427条第１項の規定に基づく同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は法令の定める最低限度額であります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により補填することとしております。当該保険契約の被保険者は当社及び子会社の取締役、監査役であり、全ての被保険者に対し、その保険料を全額当社が負担しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)		対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動型 株式報酬	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	193,816 (1,950)	183,450 (1,950)	10,366 －	7名 (2名)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	18,000 (12,600)	18,000 (12,600)	－	5名 (4名)
監査役 （うち社外監査役）	2,100 (600)	2,100 (600)	－ －	3名 (2名)
合 計	213,916	203,550	10,366	15名

- (注) 1. 当社は2022年9月28日開催の第15回定時株主総会決議に基づき、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。
2. 2022年9月28日開催の定時株主総会において、監査等委員を除く取締役の報酬限度額は年額290,000千円以内、監査等委員である取締役の報酬限度額は年額30,000千円以内と決議いただいております。

② 取締役の報酬等

当社は取締役の報酬等に係る評価・決定プロセスの透明性・客観性を担保することにより、取締役会の監督機能の強化、コーポレート・ガバナンス体制の充実を図ることを目的とし、取締役会の任意の諮問委員会として報酬諮問委員会を設置しております。取締役の報酬についての基本方針は、報酬諮問委員会にて審議した上で、2018年9月開催の取締役会にて定めております。

基本方針の内容は下記のとおりです。

- 多様で優秀な人材を当社グループの経営陣として獲得・確保できる報酬水準、報酬制度とする。
- 社外取締役が半数以上を占める報酬諮問委員会の審議を経ることで、ステークホルダーに対して客観性及び透明性を確保した制度とする。
- 持続的、中長期的に企業価値向上を促す制度とする。

iv) 業績連動報酬の導入により、業績向上及び企業価値向上に対するインセンティブを強化する。

当社の監査等委員を除く取締役の報酬は、基本報酬（固定）と業績連動型報酬から構成されております。基本報酬につきましては、2022年9月28日開催の第15回定時株主総会で決議された報酬限度額290百万円（うち社外取締役分は20百万円）（決議時の取締役は5名、社外取締役は0名）の範囲内において、持続的、中長期的に企業価値向上を促すため経営環境・世間水準を考慮して適正な水準とし、各取締役の役位に応じるものとしております。

監督機能を担う監査等委員である取締役の報酬は、独立性の確保や利益偏重の防止の観点から基本報酬（固定）のみとしております。監査等委員である取締役の報酬は2022年9月28日開催の第15回定時株主総会で決議された報酬限度額30百万円（決議時の監査等委員は5名）の範囲内において監査等委員の協議の上決定しております。

③ 業績連動型報酬と非金銭報酬に係る事項

業績連動型報酬は、当社グループの業績及び株式価値との連動性をより明確にし、株価上昇のメリットのみならず株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的とし、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT)」を2022年9月28日開催の第15回定時株主総会においてご承認いただき、導入しております。なお、決議時の当社取締役は5名であります。

この業績連動型報酬は、連結利益計画及び気候変動対応を含むESG各要素と連動させ、社内規程で定めた連結営業利益達成度及び気候変動対応への取組状況を示す業績評価係数と役位に応じたポイントを乗じることによって算出されたポイントを付与し、取締役退任時に受益者要件を満たした場合、ポイント数に相応する当社株式及び金銭を支給する制度となっております。

当社グループが重要視している経営指標のひとつでもあり、取締役の貢献度が最もわかりやすく可視化されるものとして営業利益の利益計画に対する達成率並びに気候変動に対する責任としてCDPを通じた情報開示の有無を指標として選んでおります。

当事業年度におきましては、CDPを通じた情報開示を実施したことより目標を達成し、営業利益の利益計画に対する達成率に応じた係数を乗じた結果、役員株式給付引当金繰入額は10百万円となりました。

④ 個人の報酬の額、業績連動型報酬等の額または非金銭報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方法

個人の報酬の額は、各取締役の役位や貢献度に応じた報酬についての報酬諮問委員会での審議を経て、取締役会にて決議しております。

また、基本報酬と業績連動型報酬の割合については、報酬諮問委員会の審議を経て、2021年2

月15日開催の取締役会にて、当面は9：1を目安に、将来的には業績連動型報酬の割合を高めていく方針を決議しております。

なお、取締役の個人別の報酬等の決定にあたっては、基本方針・決定方針を踏まえて報酬諮問委員会の審議を経たのちに、取締役会で検討しており、個人別の報酬等の内容は方針に沿ったものと判断しております。

(5) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動内容
取締役 (監査等委員)	廣田 聡	当事業年度に開催された取締役会20回のうち全てに、また監査等委員会11回のうち全てに出席しております。弁護士としての豊富な経験と見識を基に提言、助言を行っており、当社のコーポレートガバナンスの強化及び客観的な立場から業務執行を監督し適正性・妥当性を確保するための役割を果たしております。また、任意の報酬諮問委員会の委員長としてより客観性のある報酬制度の構築に貢献しております。
取締役 (監査等委員)	上田 研一	当事業年度に開催された取締役会20回のうち全てに、また監査等委員会11回のうち10回出席しております。事業会社の経営幹部としての豊富な経験と見識を基に独立した立場から助言、提案を行っており、当社のコーポレートガバナンスの強化及び客観的な立場から業務執行を監督し適正性・妥当性を確保するための役割を果たしております。任意の指名諮問委員会の委員長としてより透明性の高い候補者選定に貢献いたしました。
取締役 (監査等委員)	岩渕 信夫	当事業年度に開催された取締役会20回のうち全てに、監査役会4回のうち全てに、また監査等委員会11回のうち全てに出席し、公認会計士としての専門的見地から、適正性、妥当性の観点から議案審議等に必要な発言を適宜行っており、取締役会の意思決定に対し、客観的な立場から業務執行を監督するための役割を果たしております。
取締役 (監査等委員)	鈴木かおり	当事業年度に開催された取締役会20回のうち全てに、監査役会4回のうち全てに、また監査等委員会11回のうち全てに出席しております。弁護士としての豊富な経験と見識を基に、議案審議等に必要な発言を適宜行っており、取締役会の意思決定に対し、客観的な立場から業務執行を監督する役割を果たしております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬の額	33,800千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	33,800千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当社が支払うべき当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第 340 条第 1 項各号に定める事項に該当するとみとめられた場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨および解任の理由を報告いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の職務に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に上程することといたします。

5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要な課題のひとつと位置付けております。

中長期的に配当性向30%を配当方針とし、2026年度までに、配当性向を30%まで段階的に引き上げてまいります。また2027年度以降は、引き続き配当性向30%を配当方針としながら、配当額の下限をDOE（株主資本配当率）4.5%を目安に、安定的かつ継続的な利益還元の維持・向上に努めてまいります。

当期につきましては、上記配当方針をもとに業績及び配当性向等を総合的に勘案し、期末配当金につきましては、1株当たり26円17銭とさせていただきます。2022年12月31日を基準日とした中間配当金1株当たり15円00銭とあわせまして、当期の年間配当金は1株当たり41円17銭、連結配当性向は30.4%となっております。

なお、当社は、剰余金の配当の決定機関については、会社法第459条第1項各号の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨を定款に定めております。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(2023年6月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流 動 資 産】	【 15,620,428 】	【流 動 負 債】	【 9,533,692 】
現 金 及 び 預 金	4,290,345	買 掛 金	3,829,763
売 掛 金	299,459	短 期 借 入 金	1,600,000
商 品	8,952,346	1年内返済予定の長期借入金	1,015,822
仕 掛 品	263,426	未 払 金	646,835
原材料及び貯蔵品	335,699	未 払 法 人 税 等	319,154
未 収 入 金	646,412	未 払 消 費 税 等	51,240
そ の 他	832,740	前 受 金	1,859,332
【固 定 資 産】	【 8,024,358 】	賞 与 引 当 金	51,400
(有形固定資産)	(7,038,924)	そ の 他	160,143
建 物 及 び 構 築 物	3,757,385	【固 定 負 債】	【 4,364,784 】
機械装置及び運搬具	2,353,603	長 期 借 入 金	3,818,166
工具、器具及び備品	255,918	役員株式給付引当金	81,247
土 地	649,839	資 産 除 去 債 務	414,575
建 設 仮 勘 定	1,347	そ の 他	50,795
そ の 他	20,828	負 債 合 計	13,898,477
(無形固定資産)	(97,576)	純 資 産 の 部	
の れ ん	83,828	【株 主 資 本】	【 9,746,309 】
そ の 他	13,748	資 本 金	255,618
(投資その他の資産)	(887,857)	資 本 剰 余 金	1,189,156
敷 金 及 び 保 証 金	506,709	利 益 剰 余 金	8,435,624
繰 延 税 金 資 産	277,121	自 己 株 式	△134,088
そ の 他	104,026	純 資 産 合 計	9,746,309
資 産 合 計	23,644,787	負債・純資産合計	23,644,787

連結損益計算書

(2022年7月1日から
2023年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
【売上高】		44,115,675
【売上原価】		35,493,468
売上総利益		8,622,206
【販売費及び一般管理費】		6,754,900
営業利益		1,867,306
【営業外収益】		
受取利息	934	
受取保険金	6,313	
受取支援金収入	6,269	
受取報奨金	3,435	
助成金収入	12,062	
保険解約返戻金	83,349	
その他の	1,723	114,089
【営業外費用】		
支払利息	12,155	
支払手数料	22,400	
その他の	2,917	37,472
経常利益		1,943,923
【特別利益】		
新株予約権戻入益	10,243	10,243
【特別損失】		
固定資産除却損	2,968	2,968
税金等調整前当期純利益		1,951,199
法人税、住民税及び事業税	699,972	
法人税等調整額	△51,233	648,738
当期純利益		1,302,460
親会社株主に帰属する当期純利益		1,302,460

貸 借 対 照 表

(2023年6月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流 動 資 産】	【 6,811,938 】	【流 動 負 債】	【 3,044,949 】
現 金 及 び 預 金	1,210,384	短 期 借 入 金	1,600,000
貯 蔵 品	5,322	1年内返済予定の長期借入金	1,015,822
前 払 費 用	21,886	未 払 金	248,893
関係会社短期貸付金	5,100,000	未 払 費 用	62,622
未 収 入 金	441,269	未 払 法 人 税 等	51,876
そ の 他	33,074	未 払 消 費 税 等	6,334
【固 定 資 産】	【 1,628,580 】	賞 与 引 当 金	4,366
(有形固定資産)	(29,555)	そ の 他	55,034
建 物	6,484	【固 定 負 債】	【 3,925,038 】
工具、器具及び備品	2,241	長 期 借 入 金	3,818,166
そ の 他	20,828	役員株式給付引当金	81,247
(無形固定資産)	(2,741)	そ の 他	25,625
ソ フ ト ウ エ ア	2,741	負 債 合 計	6,969,988
(投資その他の資産)	(1,596,283)	純 資 産 の 部	
関 係 会 社 株 式	1,452,840	【株 主 資 本】	【 1,470,530 】
繰 延 税 金 資 産	46,566	(資 本 金)	(255,618)
そ の 他	96,877	(資 本 剰 余 金)	(1,189,156)
資 産 合 計	8,440,518	資 本 準 備 金	185,618
		そ の 他 資 本 剰 余 金	1,003,538
		(利 益 剰 余 金)	(159,844)
		そ の 他 利 益 剰 余 金	
		繰 越 利 益 剰 余 金	159,844
		(自 己 株 式)	(△134,088)
		純 資 産 合 計	1,470,530
		負債・純資産合計	8,440,518

損 益 計 算 書

(2022年 7 月 1 日から
2023年 6 月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
【営 業 収 益】		981,497
【営 業 費 用】		717,971
営 業 利 益		263,525
【営 業 外 収 益】		
受 取 利 息	11,551	
助 成 金 収 入	1,808	
保 険 解 約 返 戻 金	83,349	
そ の 他	32	96,742
【営 業 外 費 用】		
支 払 利 息	11,752	
支 払 手 数 料	22,400	34,152
経 常 利 益		326,114
【特 別 利 益】		
新 株 予 約 権 戻 入 益	10,243	10,243
税 引 前 当 期 純 利 益		336,358
法人税、住民税及び事業税	101,933	
法 人 税 等 調 整 額	△5,472	96,460
当 期 純 利 益		239,898

2023年8月22日

独立監査人の監査報告書

株式会社ウイルプラスホールディングス
取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 福田 慶久
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 片岡 直彦
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ウイルプラスホールディングスの2022年7月1日から2023年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ウイルプラスホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

2023年8月22日

独立監査人の監査報告書

株式会社ウイルプラスホールディングス
取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 福田 慶久
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 片岡 直彦
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ウイルプラスホールディングスの2022年7月1日から2023年6月30日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類を作成するにあたり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年7月1日から2023年6月30日までの第16期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

なお、当社は2022年開催の第15回定時株主総会の決議により、同日をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しました。2022年7月1日から上記株主総会終了時までの状況につきましては、旧監査役会から引き継いだ内容に基づいております。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- (1) 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- (2) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められませんでした。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められませんでした。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年8月22日

株式会社ウイルプラスホールディングス 監査等委員会

監査等委員 廣田 聡 ㊞

常勤監査等委員 依田 卓 弥 ㊞

監査等委員 上田 研 一 ㊞

監査等委員 岩 渕 信 夫 ㊞

監査等委員 鈴木 かわり ㊞

(注) 監査等委員廣田聡、上田研一、岩渕信夫、鈴木かわりは、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

■ 株式についてのご案内

事業年度	7月1日～翌年6月30日
期末配当基準日	6月30日
中間配当基準日	12月31日
定時株主総会	毎年9月
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
事務取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
郵便物送付先 及び電話照会先	〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 電話：0120-232-711（フリーダイヤル）
上場金融商品取引所	東京証券取引所
公告掲載方法	電子公告による
公告掲載URL	https://www.willplus.co.jp/ やむを得ない事由により電子公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。

■ 第16期 期末配当金のお支払いについて

第16期期末（2023年6月30日基準日）配当金につきましては、2023年9月13日（水）よりお支払いを開始いたします。「配当金領収証」にてお受け取りの株主様は、**2023年10月12日（木）まで**に、最寄りのゆうちょ銀行本支店及び郵便局にてお受け取りください。

ウイルプラスグループ ディーラーネットワーク

店舗数及び主な店舗



BMW小倉



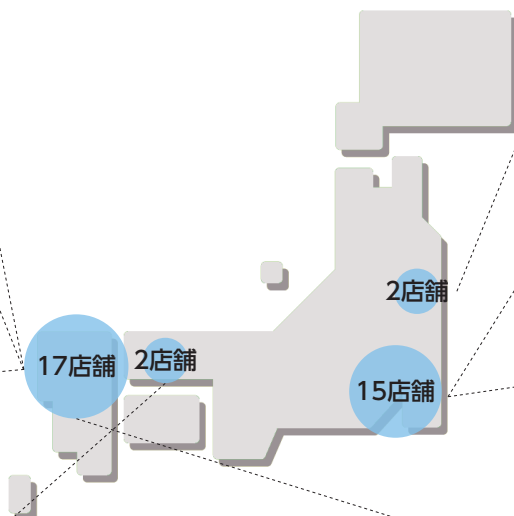
ボルボ・カー福岡



ジャガー・ランドローバー北九州



MINI山口



ポルシェセンター仙台



アルファロメオ/フィアット/アバルト世田谷



JEEP大田



BYD福岡西

地 域	JEEP	Alfa Romeo FIAT/ABARTH	JAGUAR LAND ROVER	BMW	MINI	VOLVO	Porsche	中古車専門	BYD	合 計
東 北	—	—	—	—	—	—	2	—	—	2
関 東	4	5※	4	—	2	—	—	—	—	15
中 国	—	—	—	—	2	—	—	—	—	2
九 州	4	—	1	2	5	4	—	1	1	18
合 計	8	5	5	2	9	4	2	1	1	37

(注) 店舗数は建物数であります。

※JEEPと併設している店舗が1店舗あり、JEEPでカウントしております。

株主総会会場ご案内図

会場

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町3丁目2番地
テラススクエア3階
T K P ガーデンシティPREMIUM神保町 プレミアムガーデン



会場最寄駅

地下鉄都営三田線、都営新宿線、東京メトロ半蔵門線
「神保町駅」A9出口より徒歩2分

(株主総会当日、運営スタッフによる会場までの道案内はございません。)

※ 株主総会にご出席の株主様へのお土産は用意しておりません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

電子提供措置の開始日2023年9月5日

**第16回定時株主総会
その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)**

第16期（2023年6月期）

2022年7月1日～2023年6月30日

株式会社ウイルプラスホールディングス

1. 新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

名 称	第 3 回新株予約権
新株予約権の数	642個
保有人数 当社取締役（監査等委員及び社外役員を除く）	2 名
新株予約権の目的となる株式の種類及び数（注） 1	当社普通株式 51,360株
新株予約権の発行価額	無償
権利行使時に出資される 1 株当たりの財産の価額 （注） 1	375円
新株予約権の行使期間	自 2017年 6 月30日 至 2025年 6 月 9 日
新株予約権の行使条件	（注） 2

（注） 1. 2015年12月3日付で普通株式 1 株につき20株の割合で、2017年 4 月 1 日付で普通株式 1 株につき 2 株の割合で、2017年11月 1 日付で普通株式 1 株につき 2 株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類及び数」、「権利行使時に出資される 1 株当たりの財産の価額」が調整されております。

2. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員又は使用人のいずれかの地位を有している場合に限り行使することができる。
- ② 新株予約権者が死亡した場合は、死亡の日から 6 ヶ月以内（ただし、権利行使期間の末日が早く到来する場合は当該末日までとする。）に限り、相続人は、新株予約権者の死亡時において本人が行使しうる新株予約権の数を上限として権利を行使することができる。
- ③ 新株予約権者が以下のいずれかの事由に該当する場合には、新株予約権者は、以後新株予約権を行使できないものとする。
 - i) 権利行使資格の喪失の前後を問わず、また、上記①に該当するか否かを問わず、新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄したとき。
 - ii) 新株予約権者が禁錮以上の刑に処せられたとき。
 - iii) 新株予約権者が、当社の事前の書面による承諾を得ることなく、当社と競業する他社の役員に就任し、若しくは就任することを承諾したとき、当社と競業する他社の従業員に就職したとき又は当社と競業する事業を営んだとき。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権の状況

名 称	第 4 回新株予約権
発行決議日	2022年12月15日
新株予約権の数	2,000個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 200,000株
新株予約権の払込金額	1,074円
権利行使期間	自 2025年10月 1 日 至 2030年 9 月30日
交付対象者	当社使用人 1 名 (注) 1
使用人等への交付状況	新株予約権の数 2,000個 目的となる株式数 200,000株
新株予約権の行使条件	(注) 2

(注) 1. 第4回新株予約権は、尾崎翔太を受託者とする信託に割り当てられ、信託期間満了時点の当社及び当社子会社従業員のうち受益者として指定された者に交付されます。

2. 新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権者は、本新株予約権を取得した時点において当該本新株予約権者が当社従業員、当社子会社従業員である場合は、本新株予約権の取得時から権利行使時まで継続して、当社従業員及び当社子会社従業員のいずれかの地位にあることを要する。但し、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。
- (2) 本新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。但し、以下の①、③、⑨号の場合を除き、当社取締役会が合理的に別段の取扱いを行うことについて賛成した場合にはこの限りではない。
 - ① 禁錮刑以上の刑に処せられた場合
 - ② 当社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又は当該会社の取締役等の役員若しくは使用人に就任する等、名目を問わず当社と競業した場合(但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。)
 - ③ 法令違反その他不正行為により、当社の信用を損ねた場合
 - ④ 差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - ⑤ 支払停止若しくは支払不能となり、又は振出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不

渡りになった場合

- ⑥ 破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合又は自らこれを申し立てた場合
 - ⑦ 就業規則に違反し、懲戒処分を受けた場合
 - ⑧ 役員として果たすべき忠実義務等に違反した場合
 - ⑨ 反社会的勢力又は反市場勢力に該当する疑いのある場合並びに過去5年以内にこれらに該当した疑いのある場合
- (3) 本新株予約権者は、2025年6月期の事業年度において、当社連結決算書上の損益計算書における売上高が530億円に達しなかったときは、本件新株予約権を行使することができない。ただし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

当社は、2023年6月15日開催の取締役会において、当社発行の第4回新株予約権の取得及び消却について決議し、2023年6月30日付けで、すべての新株予約権について取得及び消却をいたしました。

2. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会の監督機能を強化し、コーポレートガバナンスを強化させることにより、経営の透明性を一層向上させるとともに意思決定の更なる迅速化を実現するため2022年9月28日付で監査等委員会設置会社に移行いたしました。当社の業務の適正を確保するための体制の整備について、「内部統制システム構築の基本方針」として取締役会で決議した内容は、次のとおりであります。

1. 当グループ各社の取締役並びに使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 内部統制システム全体を統括し、業務の適正性、有効性及び効率性を確保し、企業価値の維持・向上を図るために、当社の代表取締役社長を委員長、当グループ各社取締役及び執行役員並びに内部監査室長を委員とするリスクマネジメントコンプライアンス委員会(以下、RMC委員会という)を設置する。
- ② 当グループにおいては、企業理念を着実に遂行することを目的とし、コンプライアンスの遂行、監督を目的としてコンプライアンス規程を制定し周知徹底を図る。
- ③ 法令及び定款違反その他コンプライアンス上問題がある事実についての発見者は、内部通報規程に基づく方法により、グループ内外に設置する通報窓口に報告を行う。当グループは、通報内容を秘守し、通報者に対する不利益な取扱いを行わない。
- ④ 当グループの事業活動に関連する法令については、RMC委員会より法務情報を社内に提供して予防措置を講じると共に取締役及び使用人の職務の執行に当たっては、顧問弁護士、公認会計士等と十分に協議し、適切な助言を得て適法に処理を行う。
- ⑤ 当グループ各社においては、業務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための諸施策に加え、関係会社管理規程、コンプライアンス規程等のグループとしての規範、規則等の整備を行う。
なお、社内外の環境の変化に対応して常に社内諸規程の適正な整備を行う。
- ⑥ 当社の内部監査室は、業務執行部門から独立するものとし、内部監査規程に基づき、当グループにおける法令、定款及び社内規程の遵守状況並びに業務全般にわたる内部統制の有効性及び妥当性につき、定期的に監視を行う。また、当グループ各子会社の業務全般にわたる内部統制の有効性及び妥当性を確保するために、指導・支援・助言を行う。
- ⑦ 当グループ各社の監査役・監査等委員会は独立した立場から、内部統制システムの整備・運用状況を含め、取締役の職務執行を監査する。

2. 当グループ各社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 株主総会議事録、取締役会議事録など、その職務執行に係る文書その他重要な情報を法令及び規程に基づき作成し、文書管理規程に基づき適切に保存し管理する。
- ② 取締役会議長である取締役は、これらの文書及び情報の保存及び管理を監視・監督する責任者とする。

3. 当グループ各社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当グループ各社が直面する危機に対して、適切かつ迅速に対応することにより、企業価値の損失を最小限に抑制することを目的として、RMC委員会を設置し、企業活動に関わるリスクについて把握すると共に、それぞれのリスクに対しリスクの発生を未然に防止するための手続き、リスクの管理を検討、実行する。
- ② 発生したリスクへの対処方法等を規定した当グループのリスクマネジメント規程に定める一定の危機レベル以上である有事の際は、損失の拡大を防止するため当社の決定により危機対策本部を立ち上げ、同本部が迅速かつ適切な情報収集と緊急対応の指揮を行う。

4. 当グループ各社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、各社定例取締役会を月1回開催し、経営上の基本方針及び重要事項の決定と業務執行の監督を行う。
- ② 職務執行に関する権限及び責任については、当グループ各社の業務分掌規程及び職務権限規程等においてそれぞれ詳細に定める。
- ③ 当グループの中期計画及び毎年度ごとの単年度予算を策定し、グループ全体及び各社の経営目標、事業計画等を定める。

5. 当グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ① 当社の関係会社管理規程において、当社が子会社から報告を受ける事項について定め、営業成績、財務状況その他重要な情報について、定期的に報告を受ける。
- ② 当グループ各社取締役、執行役員等から構成される経営執行会を開催し、当グループ各社の経営上重要な事項について、報告及び審議し、情報共有化と必要な対応協議を行う。

6. 監査役・監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当グループ各社においては、監査役・監査等委員会がその職務を補助する使用人（以下、「補助使用人」という）を置くことを求めた場合、補助使用人を配置する。

7. 前号の使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 補助使用人の取締役からの独立性を確保するため、補助使用人は取締役の指揮命令は受けないものとする。また、当該期間中の任命、異動、評価等については、監査役・監査等委員会の意見を尊重するものとする。
- ② 補助使用人は、その職務遂行に当たってもっぱら監査役・監査等委員会の指揮命令に従わなければならない。他の業務と兼務の場合、補助使用人の業務を優先するものとする。

8. 当グループ各社の取締役、使用人等が監査役・監査等委員会に報告するための体制その他の監査役・監査等委員会への報告に関する体制

- ① 当グループ各社の取締役、使用人等は、当該所属各社及び監査役・監査等委員会から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
- ② 当グループ各社の取締役、使用人等は、会社の信用の大幅な低下、会社の業績への重大な悪影響、社内規程の重大な違反、その他会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見した場合は、速やかに当該所属各社及び監査役・監査等委員会に報告する。また、上記事実の発見の報告を受けた者においても同様とする。
- ③ 当グループ各社においては、監査役・監査等委員会が、取締役会のほか重要な会議へ出席すると共に、関係書類の閲覧を行える体制を整備する。また、会社経営及び事業運営上の重要事項並びに業務執行の状況及び結果について、監査役・監査等委員会に報告する。
- ④ 代表取締役等は、取締役会等の重要な会議において随時その担当業務の執行状況を報告する。
- ⑤ 当社の内部監査室は、内部監査の結果及び内部通報の状況について、定期的に当グループ各社の監査役・監査等委員会に関係事項について報告する。
- ⑥ 当グループ各社の監査役・監査等委員会への報告が、誠実に漏れなく行われるため、書簡、メール、面談等により報告が十分に成される体制を整備する。

9. 監査役・監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当グループ各社においては、監査役・監査等委員会への報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当グループ各社取締役及び使用人に周知徹底する。

10. その他監査役・監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役・監査等委員会は、代表取締役、取締役、会計監査人、当社の内部監査室とそれぞれ定期的に意見交換を開催する。
- ② 監査役・監査等委員会が、独自の弁護士、公認会計士等の外部専門家の活用を求めた場合、当グループ各社においては、当該監査役・監査等委員会の職務の執行に必要なないと認められる場合を除き、その費用を負担する。
- ③ 当グループ各社においては、監査役・監査等委員から、その職務執行について生じる費用の前払い又は償還等の請求を受けたときは、当該監査役・監査等委員の職務の執行に必要なないと認められる場合を除き、その請求に応じる。

11. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- ① 当グループ各社においては、コンプライアンス規程、反社会的勢力対策規程等に基づき、反社会的勢力等

- への対応体制を整備する。
- ② コンプライアンス規程、反社会的勢力対策規程等を遵守し、反社会的勢力等との関係遮断及び不当要求等に対する拒絶等について、弁護士や警察等とも連携し、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

12. 財務報告の適正性、信頼性を確保するための体制

当グループ各社においては、財務報告の適正性及び信頼性確保のため、財務報告に係る全社的な内部統制及び個別業務プロセスの統制システムを整備し、また適正かつ有効な運用及び評価を行う。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

上記の内部統制システムを適切に整備・運用するため、当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。

① 取締役の職務の執行について

取締役会の監督機能をより一層強化するため、監査等委員会設置会社に移行いたしました。取締役会を20回開催し、取締役会規程に定められた事項や経営上の重要事項の決定等を行いました。取締役の業務執行状況を報告するとともに、取締役会に上程された事項について法令、定款等への適合性を審議いたしました。

② 監査等委員会の職務の執行について

当事業年度におきましては、監査等委員会設置会社移行前の監査役会を4回、監査等委員会設置会社移行後の監査等委員会を11回開催いたしました。監査等委員会にて策定した監査計画に基づき当社グループ内各部門の業務執行状況全般にわたり監査いたしました。また、取締役会及び重要な会議に出席し、代表取締役、会計監査人、内部監査部門との連携を図るため定期的に情報交換を行うとともに、社内稟議や資料の閲覧などにより監査・監督機能の実効性の向上を図りました。

③ リスク管理体制の強化

当事業年度におきましては、コンプライアンス委員会を2回、賞罰委員会を13回、リスクマネジメント委員会を3回開催いたしました。リスクマネジメント委員会を中心に、当社グループとして優先的に対処すべきリスクを改めて抽出するとともに、外部機関による当社のリスク管理体制の評価を受け、より有効性・機動性のあるリスク管理体制の構築のため、既存のコンプライアンス委員会とリスクマネジメント委員会を統合し、「リスクマネジメント・コンプライアンス委員会」といたしました。また、危機管理規程を「リスクマネジメント規程」に改訂いたしました。

④ 内部監査の実施について

内部監査計画に基づき、当社グループ内の全ての拠点及び部門における内部監査を実施いたしました。各拠点及び部門における内部統制、コンプライアンス、リスク管理の状況等について内部監査報告書を作成し、代表取締役に報告しております。

⑤ 反社会的勢力排除について

事業に係る契約を締結する際には、取引先が反社会的勢力でないことの確認を行っており、反社会的勢力排除条項を確認したうえで契約締結しております。また既に契約締結している取引先についても定期的に信用調査を行う等の策を講じております。一般消費者との取引については、売買契約書に反社会的勢力との取引拒否を明文化しております。

暴力団排除条例の説明等、社員への教育も実施しており、反社会的勢力等との関係を遮断するようにしております。

連結株主資本等変動計算書

(2022年 7 月 1 日から)
(2023年 6 月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					純資産 合計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計	
2022 年 7 月 1 日 残 高	231,768	1,165,306	7,566,625	△134,039	8,829,660	8,829,660
当連結会計年度中の変動額						
新 株 の 発 行	23,850	23,850			47,700	47,700
親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益			1,302,460		1,302,460	1,302,460
剰 余 金 の 配 当			△433,461		△433,461	△433,461
自 己 株 式 の 取 得				△49	△49	△49
当連結会計年度中の変動額合計	23,850	23,850	868,998	△49	916,649	916,649
2023 年 6 月 30 日 残 高	255,618	1,189,156	8,435,624	△134,088	9,746,309	9,746,309

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数 5社

連結子会社の名称

チェッカーモータース株式会社

ウイルプラスモトーレン株式会社

帝欧オート株式会社

ウイルプラスアインス株式会社

ウイルプラスエンハンス株式会社

当連結会計年度より、新たに設立したウイルプラスエンハンス株式会社を連結の範囲に含めております。

2. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

a 市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

b 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② 棚卸資産

a 商品：個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

b 仕掛品：個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

c 原材料及び貯蔵品：主として移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降取得の建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 5～45年

機械装置及び運搬具 2～15年

工具、器具及び備品 2～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

ソフトウェア 5年

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を算定しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

③ 役員株式給付引当金

役員株式給付規程（内規）に基づく役員に対する当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、主に10年間の定額法により償却しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社グループは、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

①車輦の販売

当社グループは、インポーターから仕入れた新車の販売、新車販売時の下取り車や買取り車、AA市場にて仕入れた車輦を顧客に販売しております。車輦の販売については、顧客に車輦を引渡した時点で収益を認識しております。

②車輛整備

主に販売した車輛の点検・修理・整備等のアフターサービスを顧客に提供しており、サービス提供が終了した時点で収益を認識しております。

なお、車輛販売、車輛整備に付随して販売している一部の商品について、当社グループの役割が代理人に該当する取引については、顧客から受領した対価と仕入先等に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

これらの履行義務に関する対価は、主に車輛の引き渡し時には受領しており、重大な金融要素の影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

店舗固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：千円)

有形固定資産	7,038,924
--------	-----------

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

当社グループは、減損損失を認識するにあたり、概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位として、各営業店舗としております。

営業損益が2期連続で赤字となり、業績の悪化が認められる店舗について、また、閉店や移転のため当該営業店舗から独立したキャッシュ・フローが得られないことが見込まれている場合等、減損の兆候があると識別し、兆候に該当した営業店舗について、当該店舗から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額の比較により、減損損失を認識するかどうかの検討をしております。当連結会計年度におきましては、1店舗について減損の兆候があると判定されたものの、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を上回ったため、減損損失の認識はしておりません。

② 主要な仮定

上記将来キャッシュ・フローは取締役会で承認された店舗別利益計画を基礎に作成された店舗の将来事業計画を基にしております。店舗の将来事業計画の主要な仮定は売上高成長率であります。

売上高成長率は、各店舗における過去実績に基づき、市場環境・業界動向を考慮し、策定しております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

上述の見積りや仮定には不確実性があり、事業計画や市場環境の変化により、見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(追加情報)

(業績連動型株式報酬制度)

当社は、当社及び子会社の取締役（社外取締役を除く）に対する業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust）」を導入しております。

① 取引の概要

取締役等の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的に、業績連動型株式報酬制度を導入いたしました。当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、取締役等に対して当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭が信託を通じて、原則として取締役等の退任時に給付されます。なお、信託内の当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間を通じ議決権を行使しないものとしております。

② 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除きます。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度末78,670千円、70,200株であります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保付資産及び担保付債務

担保資産

商品 2,874,232千円

機械装置及び運搬具 13,196千円

担保債務

買掛金 3,321,859千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 2,582,337千円

上記減価償却累計額には、有形固定資産の減損損失累計額が含まれております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式並びに自己株式の種類及び総数

	期首株式数 (株)	増加株式数 (株)	減少株式数 (株)	期末株式数 (株)
発行済株式数				
普通株式(注) 1	9,951,200	127,200	－	10,078,400
合計	9,951,200	127,200	－	10,078,400
自己株式				
普通株式(注) 2	385,166	42	－	385,208
合計	385,166	42	－	385,208

(注) 1. 普通株式の増加127,200株は新株予約権の権利行使によるものであります。

2. 自己株式の増加42株は単元未満株式の買取によるものであります。なお、当連結会計年度末の自己株式（普通株式）には、株式給付信託（BBT）が保有する当社株式70,200株が含まれております。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議日	株式の種類	配当の原資	配当の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2022年8月12日 取締役会	普通株式	利益剰余金	288,123千円	29.90円	2022年 6月30日	2022年 9月29日
2023年2月10日 取締役会	普通株式	利益剰余金	145,337千円	15.00円	2022年 12月31日	2023年 3月10日

(注) 2022年8月12日取締役会決議による配当金の総額には、信託が保有する自社の株式に対する配当金2,098千円が含まれております。また、2023年2月10日取締役会決議による配当金の総額には信託が保有する自社の株式に対する配当金1,053千円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議日	株式の種類	配当の原資	配当の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2023年8月14日 取締役会	普通株式	利益剰余金	255,507千円	26.17円	2023年 6月30日	2023年 9月13日

(注) 2023年8月14日取締役会決議による配当金の総額には、信託が保有する自社の株式に対する配当金1,837千円が含まれております。

3. 当連結会計年度末における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 131,600株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に輸入車販売関連事業を行っており、設備投資計画に照らして、必要な資金は主に銀行借入により調達しております。また短期的な運転資金も銀行借入により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。店舗等の賃貸借契約に基づく敷金及び保証金は、預託先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、1年以内の支払期日であります。借入金は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で10年後であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク

当社グループは、営業債権について、各社における担当部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 資金調達に係る流動性リスク

当社グループは、当社で資金管理及び運用を行っております。資金調達に係る流動性リスクについては、管理部経理課が適時に資金繰計画を作成・更新することにより管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、「現金及び預金」「売掛金」「未収入金」「買掛金」「短期借入金」「未払金」「未払法人税等」「未払消費税等」については現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 敷金及び保証金	506,709	487,585	△19,123
資産計	506,709	487,585	△19,123
(1) 長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	4,833,988	4,824,671	△9,316
負債計	4,833,988	4,824,671	△9,316

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価 同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整）相場価格により算定した時価

レベル2の時価 レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債
該当事項はありません。

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	487,585	—	487,585
長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)	—	4,824,671	—	4,824,671

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金及び保証金

これらの時価については、返還時期を見積もったうえ、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に基づいた利率で割り引いた現在価値によって算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)

長期借入金の時価については、元利金の合計額を新規に同様の借り入れを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	金額（千円）
新車	22,475,486
中古車	12,343,224
業販	3,367,291
車輦販売合計	38,186,003
車輦整備	5,434,644
その他	495,027
顧客との契約から生じる収益	44,115,675
外部顧客への売上高	44,115,675

2. 収益を理解するための基礎となる情報

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項「2.会計方針に関する事項」の「(5) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度期首	当連結会計年度期末
顧客との契約から生じた債権		
売掛金	215,272	299,459
契約負債		
前受金	1,627,395	1,859,332

(注) 契約負債(前受金) は主に車輦販売に係る顧客からの前受金であり、収益の認識に伴い取り崩されます。

(2) 残存履行義務に配分した取引金額

当社グループでは、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額

1,005円48銭

1 株当たり当期純利益

135円45銭

(注) 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1 株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1 株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。

1 株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は70,200株であり、1 株当たり純資産額の算定上、控除した自己株式の期末残高は70,200株であります。

(重要な後発事象に関する注記)

(株式付与ESOPの導入)

当社は、2023年8月17日開催の取締役会にて当社の中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的に株式付与 E S O P 信託（以下、「本制度」といいます。）の導入を決議しました。

1. 本制度の導入目的

(1) 従業員への帰属意識の醸成と経営参画意識を持たせ、中長期的な業績向上や株価上昇に対する意識を高めることにより、中長期的な企業価値向上を図ることを目的として、本制度を導入いたします。

(2) 株式付与 E S O P (Employee Stock Ownership Plan) 信託（以下、「E S O P 信託」といいます。）とは、米国の E S O P 制度を参考にした従業員インセンティブ・プランであり、E S O P 信託が取得した当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下、「当社株式等」といいます。）を、予め定める株式交付規程に基づき、一定の要件を充足する従業員に交付および給付（以下、「交付等」といいます。）するものです。なお、当該信託が取得する当社株式の取得資金は全額当社が拠出するため、従業員の負担はありません。

(3) 本制度の導入により、従業員は当社株式の株価上昇による経済的な利益を収受することができるため、株価を意識した従業員の業務遂行を促すとともに、従業員の勤労意欲を高める効果が期待できます。また、E S O P 信託の信託財産に属する当社株式に係る議決権行使は、受益者候補である従業員の意思が反映される仕組みであり、従業員の経営参画を促す企業価値向上プランとして有効です。

2. 本制度の仕組み

①当社は、E S O P 信託の導入に際して株式交付規程を制定します。

②当社は受益者要件を充足する当社従業員を受益者とする E S O P 信託を金銭で設定します。

③ E S O P 信託は、信託管理人の指図に従い、上記②で当社が拠出した金銭を原資として、信託期間内

に受益者に交付すると見込まれる数の当社株式を、当社（第三者割当による新株式発行）から取得します。

④ E S O P 信託は当社の株主として、分配された配当金を受領します。

⑤ 信託期間を通じ、信託管理人が議決権行使等の株主としての権利の行使に対する指図を行い、E S O P 信託はこれに従って株主としての権利を行使します。

⑥ 当社の株式交付規程に従い、一定の要件を満たす当社従業員に対して、当社株式等の交付等を行います。

⑦ E S O P 信託の清算時に、受益者に当社株式等の交付等が行われた後の残余財産は、帰属権利者たる当社に帰属します。

※ 受益者要件を充足する経営幹部社員への当社株式の交付により信託内に当社株式がなくなった場合には、信託期間が満了する前に信託が終了します。

3. 信託契約の概要

① 信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
② 信託の目的	従業員に対するインセンティブの付与
③ 委託者	当社
④ 受託者	三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社 （共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
⑤ 受益者	当社従業員のうち受益者要件を充足する者
⑥ 信託管理人	当社と利害関係のない第三者（公認会計士）
⑦ 信託契約日	2023年9月4日
⑧ 信託の期間	2023年9月4日～2028年9月30日
⑨ 制度開始日	2023年9月4日
⑩ 議決権行使	受益者候補の意思を反映した信託管理人の指図に従い、当社株式の議決権を行使します。
⑪ 取得株式の種類	当社普通株式
⑫ 取得株式の総額	235,274,900円
⑬ 株式の取得日	2023年9月11日
⑭ 株式の取得方法	新株発行の第三者割当により取得

なお、本信託から受益者に交付を行う予定の株式の総数は202,300株であります。

（第5回新株予約権の発行）

当社は、2023年8月17日開催の取締役会にて会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社従業員（以下、「従業員」という）に対し、新株予約権を発行することを決議いたしました。

1. 本新株予約権の募集の目的及び理由

従業員が当社の企業価値最大化に対する決意及び士気を高めるため、当社の従業員を対象に、税制適格ストック・オプションを無償にて発行するものであります。今回は従業員の業績、貢献度の評価に基づき、当社の従業員80名を対象に税制適格ストック・オプションを発行する予定です。

2. 本新株予約権の発行要項

(1)本新株予約権の名称

株式会社ウイルプラスホールディングス第5回新株予約権（以下「本新株予約権」という）

(2)申込期間又は申込期日

2023年9月14日

(3)割当日

2023年9月19日

(4)募集の方法

第三者割当ての方法により本新株予約権を割り当てる。

(5)本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数（以下「付与株式数」という）は100株とする。但し、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が必要と認めた場合、当社は、合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。

(6)本新株予約権の総数

1,790個

(7)各本新株予約権の払込金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しないものとする。

(8)本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に付与株式数を乗じた額とする。

2 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、本新株予約権発行の日が属する月の前月各日における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の場合の端数は切り上げる。ただし、その価額が新株予約権発行の日における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値（これが存在しない場合には同日に先立つ再直近日の終値とする。）を下回る場合は、当該終値とする。

(9)行使価額の調整

1 当社が、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

- 2 当社が、本新株予約権の割当日後、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行・処分株式数}}{\text{時 価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行・処分株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から、当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

- 3 本新株予約権の割当日後、当社が必要と認めた場合、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

(10) 本新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権の付与決議後2年を経過した日から10年を経過する日まで（但し、最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日まで）とする。

(11) その他の本新株予約権の行使の条件

- 1 本新株予約権者は、本新株予約権を取得した時点において当該本新株予約権者が当社の取締役等の役員又は使用人である場合は、本新株予約権の取得時から権利行使時まで継続して、当社の取締役等の役員又は使用人のいずれかの地位にあることを要する。但し、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。
- 2 本新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。
- 3 本新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。但し、以下の（ア）、（ウ）、（ケ）の場合を除き、当社取締役会が合理的に別段の取扱いを行うことについて賛成した場合にはこの限りではない。
 - （ア） 禁錮刑以上の刑に処せられた場合
 - （イ） 当社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又は当該会社の取締役等の役員若しくは使用人に就任する等、名目を問わず当社と競業した場合（但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。）
 - （ウ） 法令違反その他不正行為により、当社の信用を損ねた場合
 - （エ） 差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - （オ） 支払停止若しくは支払不能となり、又は振出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りになった場合
 - （カ） 破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合又は自らこれを申し立てた場合
 - （キ） 就業規則に違反し、懲戒処分を受けた場合
 - （ク） 役員として果たすべき忠実義務等に違反した場合
 - （ケ） 反社会的勢力又は反市場勢力に該当する疑いのある場合並びに過去5年以内にこれらに該当した疑いのある場合

- 4 本新株予約権者の新株予約権の行使に係る権利行使価額の年間（1月1日から12月31日まで）の合計額は、1,200万円を超えてはならない。
- (12)本新株予約権の取得
- 1 当社が消滅会社となる合併契約の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約の議案若しくは株式移転計画の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は当該議案につき当社取締役会が決議した場合）又は株主から当該株主総会の招集の請求があった場合において、当社は、当社取締役会が別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、本新株予約権の全部を無償で取得する。ただし、当社取締役会が有償で取得すると決定した場合には当社取締役会が定めた金額で本新株予約権の全部を有償で取得することができる。
 - 2 当社は、本新株予約権者が第11項に基づき権利行使の条件を欠くこととなった場合又は本新株予約権者が本新株予約権を放棄した場合は、当社は、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。
 - 3 当社は、当社取締役会が別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、本新株予約権の全部又は一部を無償で取得する。なお、本新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会の決議によりその取得する本新株予約権の一部を定める。
- (13)本新株予約権の譲渡
- 譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
- (14)本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金
- 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
- (15)本新株予約権の行使請求の方法
- 1 本新株予約権を行使する場合、第10項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に当社所定の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。
 - 2 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて当社所定の払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
 - 3 本新株予約権の行使請求の効力は、当社所定の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。
- (16)組織再編行為の際の本新株予約権の取扱い
- 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換又は株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する本新株予約権者に対し、それぞれの場合に応じて会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。
- 1 交付する再編対象会社の新株予約権の数
本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

- 2 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - 3 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数又はその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、第5項に準じて目的となる株式の数につき合理的な調整がなされた数とする。
 - 4 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、第8項及び第9項に準じて行使価額につき合理的な調整がなされた額に、上記第(3)号に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - 5 新株予約権を行使することができる期間
第10項に規定する本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、第10項に規定する本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - 6 新株予約権の行使の条件
第11項に準じて決定する。
 - 7 新株予約権の取得事由及び取得条件
第12項に準じて決定する。
 - 8 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合は株主総会）を要するものとする。
 - 9 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
第14項に準じて決定する。
 - 10 その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
- (17)新株予約権証券の不発行
当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。
- (18)本新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め
本新株予約権を行使した本新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
- (19)その他
- 1 本発行要項の規定中、読み替えその他の措置が必要になるときは、会社法の規定及び本新株予約権の趣旨に従い、本発行要項の規定の変更等当社が適切と考える方法により、必要な措置を講ずることができるものとする。
 - 2 その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。
- (20)本新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる本新株予約権の数
当社従業員80名に対し、1,790個
なお、上記対象となる者の人数は予定人数であり増減することがある。また、上記割当新株予約権数は上限の発行数を示したものであり、申込数等により減少することがある。

株主資本等変動計算書

(2022年7月1日から
2023年6月30日まで)

(単位：千円)

	株主資本								純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本 合計	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計			
					繰越 利益剰余金				
2022年7月1日残高	231,768	161,768	1,003,538	1,165,306	353,407	353,407	△134,039	1,616,442	1,616,442
事業年度中の変動額									
新 株 の 発 行	23,850	23,850		23,850				47,700	47,700
剰 余 金 の 配 当					△433,461	△433,461		△433,461	△433,461
当 期 純 利 益					239,898	239,898		239,898	239,898
自 己 株 式 の 取 得							△49	△49	△49
事業年度中の変動額合計	23,850	23,850	－	23,850	△193,562	△193,562	△49	△145,912	△145,912
2023年6月30日残高	255,618	185,618	1,003,538	1,189,156	159,844	159,844	△134,088	1,470,530	1,470,530

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	8～15年
----	-------

工具、器具及び備品	4～10年
-----------	-------

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

ソフトウェア	5年
--------	----

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当期負担分を計上しております。

(2) 役員株式給付引当金

役員株式給付規程（内規）に基づく役員に対する当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

持株会社である当社における顧客との契約による当社の収益は、子会社からの経営指導料などの業務受託料であります。子会社との契約に基づき受託した業務を提供することが当社の履行義務であり、業務提供時点で収益を認識しております。

なお、当該履行義務に対する対価は1ヶ月後には受領しており、重大な金融要素の影響はありません。

(追加情報)

連結注記表の（追加情報）に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

- | | |
|-----------------------|-------------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 26,267千円 |
| 2. 債務保証 | |
| 債務保証額 | 3,415,937千円 |
| 関係会社の仕入債務に対する保証 | |
| 3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 | |
| 短期金銭債権 | 471,215千円 |
| 短期金銭債務 | 10,603千円 |

(損益計算書に関する注記)

- | | |
|-----------------|-----------|
| 関係会社との取引高 | |
| 営業取引による取引高 | |
| 事務受託収入 | 981,497千円 |
| 営業取引以外の取引による取引高 | |
| 受取利息 | 11,542千円 |

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
自己株式	株	株	株	株
普通株式(注)	385,166	42	－	385,208
合計	385,166	42	－	385,208

(注) 当事業年度末の自己株式（普通株式）には、株式給付信託（BBT）が保有する当社株式70,200株が含まれております。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産		
未払事業税	4,528	千円
賞与引当金	1,336	千円
未払労働保険料	3,678	千円
未払費用	203	千円
資産除去債務	1,764	千円
子会社株式	10,988	千円
役員株式給付引当金	24,878	千円
繰延税金資産合計	47,378	千円
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する費用	△811	千円
繰延税金負債合計	△811	千円
繰延税金資産純額	46,566	千円

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「個別注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記） 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(関連当事者との取引に関する注記)

1.子会社

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
連結 子会社	チェッカー モータース (株)	100.00	管理業務の受託	事務受託(注2)	509,714	未収入金	43,741
			社員の出向	出向料の受取(注3)	1,568,094	未収入金	179,630
			資金の援助	資金の貸付(注4)	1,100,000	関係会社 短期貸付金	1,700,000
				貸付金の回収	100,000		
			役員の兼務	利息の受取(注4)	2,632	前受収益	505
				債務保証(注5)	2,531,353	—	—
連結 子会社	ウィルプラス スモトーレン(株)	100.00	管理業務の受託	事務受託(注2)	277,978	未収入金	27,225
			社員の出向	出向料の受取(注3)	793,873	未収入金	100,652
			資金の援助	資金の貸付(注4)	—	関係会社 短期貸付金	600,000
				貸付金の回収(注4)	30,000	—	—
			役員の兼務	利息の受取(注4)	1,732	前受収益	178
				債務保証(注5)	545,070	—	—
連結 子会社	帝欧オート (株)	100.00	管理業務の受託	事務受託(注2)	133,678	未収入金	12,287
			社員の出向	出向料の受取(注3)	420,575	未収入金	49,463
			資金の援助	資金の貸付(注4)	200,000	関係会社 短期貸付金	1,200,000
			役員の兼務	利息の受取(注4)	2,923		
				債務保証(注5)	245,435		

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
連結 子会社	ウイルプラス アインス (株)	100.00	管理業務の受託	事務受託(注2)	59,895	未収入金	5,445
			社員の出向	出向料の受取(注3)	188,851	未収入金	21,775
			資金の援助	資金の貸付(注4)	—	関係会社 短期貸付金	1,500,000
				貸付金の回収(注4)	40,000	—	—
			役員の兼務	利息の受取(注4)	4,234	前受収益	445
				債務保証(注5)	94,077	—	—
連結 子会社	ウイルプラス エンハンス (株)	100.00	管理業務の受託	事務受託(注2)	231	未収入金	254
			社員の出向	出向料の受取(注3)	794	未収入金	794
			資金の援助	資金の貸付(注4)	100,000	関係会社 短期貸付金	100,000
			役員の兼務	利息の受取(注4)	19	前受収益	29

- (注) 1. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税を含めております。
2. 事務受託の金額については、グループ会社経営管理のための当社の必要経費に一定の利益を加えた価格を基準として決定しております。
3. 連結子会社から当社への出向料は出向者に係る人件費相当額を基礎として決定しております。
4. 資金の貸付・借入の金利については市場金利を勘案して決定しております。
5. 仕入債務に対する保証債務であり、債務保証の期末残高を記載しております。

2.役員等

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
主要株主(個人)及び役員	齊田 勇	(被所有) 直接3.26	—	ストック・オプションの権利行使	12,000	—	—
主要株主(個人)及び役員	柴田学爾	(被所有) 直接2.15	—	ストック・オプションの権利行使	21,000	—	—

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額

151円71銭

1 株当たり当期純利益

24円95銭

(注) 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1 株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1 株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。

1 株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は70,200株であり、1 株当たり純資産額の算定上、控除した自己株式の期末残高は70,200株であります。

(重要な後発事象に関する注記)

連結注記表の（重要な後発事象に関する注記）に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。